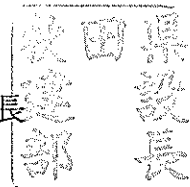


建 政 - 1786
平成29年3月30日

各建設業関係団体の長 様

秋田県建設部長



県発注解体工事の取扱いの変更について（通知）

改正建設業法により許可業種区分に解体工事業が新設されたことに伴い、県発注工事の取扱いを別紙のとおり変更したので、参考までにお知らせします。

担当

建設政策課 建設業班

電話 018-860-2425

営繕課 調整・建築班

電話 018-860-2582

29.4.-1

2

別紙

県発注解体工事の取扱いの変更について

1 変更理由

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）による建設業法（昭和24年法律第100号）の一部改正により許可業種区分に解体工事業が新設されたことに伴い、県が発注する工作物を解体する工事（以下「県発注解体工事」という。）の入札参加要件等を変更する必要がある。

2 内容

県発注解体工事の入札参加要件等を別添のとおりとし、「県発注の解体工事における解体工事施工技士の配置等について（平成21年8月24日建管-1245）」を廃止する。

3 施行期日等

- (1) 平成29年4月1日から施行する。
- (2) この取扱いの施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

県発注解体工事の入札参加要件等

1. 格付等に関する要件

(1) 工種区分

①総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事の入札に参加することができる者は、一般土木工事の格付を受けている者のうち、土木工事業の建設業許可を受けている者(当該許可に係る経営事項審査を受けている者に限る。)とする。

②総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事の入札に参加することができる者は、建築一式工事の格付を受けている者のうち、建築工事業の建設業許可を受けている者(当該許可に係る経営事項審査を受けている者に限る。)とする。

③総合的な企画、指導、調整を要しない土木工作物又は建築物を解体する工事の入札に参加することができる者は、いずれの場合であっても、一般土木工事又は建築一式工事の格付を受けている者のうち、解体工事業の建設業許可を受けている者(当該許可に係る経営事項審査を受けている者に限る。)とする。

(2) 発注金額区分

原則として請負対応額が、1,500万円未満にあってはC級、1,500万円以上4,000万円未満にあってはB級、4,000万円以上にあってはA級とする。

ただし、解体対象物の構造を考慮して、上位等級への発注も可能とする。

2. 配置予定技術者に関する要件

(1) 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を解体する工事
配置予定技術者は、当該工事の種類に対応する技術者とする。

(2) 総合的な企画、指導、調整を要しない土木工作物又は建築物を解体する工事
請負対応額3,500万円以上のものに係る配置予定技術者については、次の表のとおりとする。

で確認すること。

- (2) 落札候補者が「とび・土工工事業」の建設業許可のみを所持している者の場合は、建設業法の解体工事業にかかる経過措置対象である「平成28年5月31日以前に当該許可を有している」ことを建設業許可通知書の写しで確認するとともに、「同種工事の施工実績（様式2号）」に記載された同日までに実施した解体工事の施工実績（規模は問わない）があることを確認すること。

附則

- 1 この取扱いは、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日以前に入札公告等を行った工事の契約については、なお従前の例による。
- 3 平成31年5月31日までに契約を締結する案件に係る入札の参加の要件に関する1(1)③の規定の適用については、1(1)③中「(当該」とあるのは、「又は平成28年5月31日以前にとび・土工工事業の許可を受けている者であって解体工事業に該当する営業を営むもの(それぞれ当該」とする。
- 4 平成33年3月31日までに契約を締結する案件に係る配置予定技術者の資格に関する2(2)の規定の適用については、2(2)の表中「2級土木施工管理技士(土木)」とあるのは「2級土木施工管理技士(土木)、1級建設機械施工管理技士、2級建設機械施工管理技士」と、「解体工事施工技士以外の有資格者」とあるのは、「2級建築施工管理技士(建築)の資格を有する者」と、「1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士」とあるのは「1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士、1級建築施工管理技士」と、「限る。)ただし、解体工事施工技士以外の有資格者であって、平成27年度までに実施された当該資格に係る技術検定の合格者にあつては、登録解体工事講習を修了した者又は当該技術検定に合格した後解体工事に関する実務経験を1年以上有する者に限る。」とあるのは「限る。)」とする。

(参考)

解体工事の種類・規模と入札参加可能業者

| 工事区分 | 土木工作物 | | 建築物 | |
|------------------------|------------------------|--|-----------------|--------|
| | 総合的な企画、指導、調整の要否 | | 総合的な企画、指導、調整の要否 | |
| | 必要 | 不要 | 不要 | 必要 |
| 許可区分 | 土木工事業 | とび・土工工事業（平成28年5月31日以前に許可を取得しているものに限る。以下※）又は 解体工事業 | 建築工事業 | |
| 500万円未満 | 一般土木又は建築一式の何れかのC級 | | | |
| | ※ 建設業法上は、許可を必要としない解体工事 | | | |
| 500万円以上 1,500万円未満 | 一般土木C級 | (一般土木)又は(建築一式)のC級 + とび・土工工事業許可※(経審受審) 又は 解体工事業(経審受審) | | |
| 1,500万円以上 4,000万円未満 | 一般土木B級 | (一般土木)又は(建築一式)のB級 + とび・土工工事業許可※(経審受審) 又は 解体工事業(経審受審) | | 建築一式B級 |
| 4,000万円以上 | 一般土木A級 | (一般土木)又は(建築一式)のA級 + とび・土工工事業許可※(経審受審) 又は 解体工事業(経審受審) | | 建築一式A級 |

補足 1 解体対象物の構造等を考慮して、上位等級への発注も可能とする。

2 建設業許可を必要としない解体工事については、解体対象物を考慮したうえで発注者が決定する。

(参考)

平成33年5月31日までに契約を締結する案件に係る入札の参加の要件

| 請負対応額 | 配置予定技術者 | 工事での役割 |
|------------------------|---|-----------------|
| 3,500万円以上 8,000万円未満 | 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士(土木)、1級建設機械施工管理技士、2級建設機械施工管理技士、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士(建築又は駆体)又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者 ただし、2級建築施工管理技士(建築)の資格を有する者であって、平成27年度までに実施された当該資格に係る技術検定の合格者にあつては、登録解体工事講習を修了した者又は当該技術検定に合格した後解体工事に関する実務経験を1年以上有する者に限る。 | 専任を要する 主任技術者 |
| 8,000万円以上 | 1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士、1級建築施工管理技士又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者 (監理技術者証所持者に限る。) | 専任を要する 監理技術者 |

平成33年6月1日以降契約を締結する案件に係る入札の参加の要件

| 請負対応額 | 配置予定技術者 | 工事での役割 |
|------------------------|--|-----------------|
| 3,500万円以上 8,000万円未満 | 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士(土木)、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士(建築又は駆体)又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者 ただし、解体工事施工技士以外の有資格者であつて、平成27年度までに実施された当該資格に係る技術検定の合格者にあつては、登録解体工事講習を修了した者又は当該技術検定に合格した後解体工事に関する実務経験を1年以上有する者に限る。 | 専任を要する 主任技術者 |
| 8,000万円以上 | 1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者 (監理技術者証所持者に限る。) ただし、解体工事施工技士以外の有資格者であつて、平成27年度までに実施された当該資格に係る技術検定の合格者にあつては、登録解体工事講習を修了した者又は当該技術検定に合格した後解体工事に関する実務経験を1年以上有する者に限る。 | 専任を要する 監理技術者 |